

令和4年12月2日

保護者 様

新潟市教育委員会

季節性インフルエンザにかかる「感染症診断通知書」の変更について

これまで、市立学校園において、お子様がインフルエンザに罹患した場合、再登校園にあたり、医師が発行する「感染症診断通知書」の提出をお願いしていました。

しかし、証明書発行のため医療機関を再受診することにより、各種感染症に感染するリスクや医療ひっ迫につながる可能性等を考慮し、文部科学省や厚生労働省の通知に従い、当面の間、インフルエンザの「感染症診断通知書」の提出を不要とすることにしました。

今後、インフルエンザに罹患した場合は、新型コロナウイルス感染症と同様に、別紙「療養解除届（インフルエンザ用）」を保護者が記入し、再登校園の際に提出してください。